

き3会場においてスキー講習会を開催した。講習会参加者の宿泊料と車馬賃は共済組合が全額負担した。

講習会期日 昭和38年2月9.10日、2月16.17日
 会場 高湯、岳、沼尻スキー場
 参加人員 180人
 所要経費 192,000円

6 貸付福祉事業

共済組合員が自己の用に供する住宅を建築したり敷地を購入したり、あるいは臨時の支出のため資金を必要とする場合に共済組合が貸付を行う事業である。新年金法の施行に伴って貸付事業の資金枠が増大したので、昭和38年3月から貸付規程が改正され、最高100万円まで貸付できるようになった。

新旧貸付規程比較

貸付区分	最高限度額	償還回数	備 考	
旧規程	一般	30,000円	15	担保なし
	災害	200,000	60	
	住宅	200,000	60	
新規規程	第1種	1,000,000	30	担保なし 住宅または土地 担保権設定
	第2種	500,000	150	
	第3種	1,000,000	250	

昭和37年度貸付状況

<37年期首貸付残高>

一般	2,644件	44,974,000円
住宅	1,441件	54,243,000円
災害	14件	1,234,000円
計	4,099件	100,451,000円

<37年度中新規貸付分>

一般	1,762件	48,220,000円
住宅	627件	77,120,000円
災害	3件	450,000円
計	2,392件	125,790,000円

<37年度期末貸付残高>

一般	2,309件	36,213,000円
住宅	1,300件	89,798,000円
災害	13件	1,211,000円
計	3,622件	127,222,000円

7 宿泊福祉事業

教職員の保養施設として全国77の保養施設の一環として昭和27年度から飯坂町に吾妻荘を設置し教職員の利用に供している。37年度における事業の概要は次のとおりである。

(1) 利用人員

宿泊者	12,293人 (うち当支部組合員3,625人)
日帰り	4,808人 (〃 3,944人)

合計 17,101人

(2) 収入支出額

収入	11,515,000円
支出	11,215,000円
当期利益	300,000円

(3) 利用料金

宿泊料	280円
日帰り	100円
夕食料	200円
朝食料	100円
12食付(税込)	600円

第2節 福島県教職員互助会概況

福島県教職員互助会は、昭和28年4月発足以来本年度10年目を迎える。この間、まだ不完全な社会保障制度を補う一助として、当県教職員の福利増進のために、各種の給付事業を行ってきた。本互助会は上記目的達成のため、教職員自らの手で設立された任意の団体ではあるが、昭和31年には県条例によって設置された団体と認められ、税法上、その掛金は社会保険料と認められるようになった。

また互助会が重点事業としている家族医療補助金の取り扱いは、互助会が全額を医療機関に立替払いし、会員の負担分を後日、給料支給の日に納入してもらっているため、会員の受ける恩恵は大きく、さらに昭和37年10月診料以降の家族医療費については、共済組合の家族療養費附加金を会員に代り互助会理事長が委任代理請求、受領を行うこととしたので、会員の受ける便宜と恩典とは非常に大きなものとなった。

しかし互助会は法的裏付けのない任意団体なので、今後大きく発展するためには、県並びに県教育委員会の大きな援助と、育成が必要であるが、反面独立した任意団体であるという自確から、その運営には自からの想意と事業体としての良識をもって健全な運営を行わなければならないと考えられる。

以下に昭和37年度の実績概要を記してみる。

1 運営概況

昭和37年度の県補助金は、12,392,000円で前年度より1,028,000円下廻った。これは県との再三の交渉にもかかわらず、高校急増対策等県教育事業の重要問題が山積されている年であったため己むを得ないことであった。

しかし互助会自体の運営としては数年振りに正常な運営の行われた年で、医療機関への支払いはじめ一般給付